

平成 22 年度予算の早期編成を求める意見書

政府は新政権発足に伴い、従来の予算編成・税制改正作業を大胆に見直し、予算編成の組換えを明言している。

特に、行政刷新会議による「事業仕分け」では、これまで国が行っていた事業の多くを地方に移管する方針を示し、地方交付税についても「抜本的見直し」との方針を示した。同会議の結論のとおり、平成 22 年度予算が編成されるのであれば、来年度の地方自治体の予算編成にも大きな影響を与えることとなる。

しかしながら、行政刷新会議の持つ予算編成に対する権限は法的にも明確ではなく、事業仕分けの内容が来年度予算にどのように反映されるのかについても、まったく不透明である。また、閣僚からも仕分け作業に対する異論も出ている。

地方自治体は、新政権の予算編成を受け、年明けより速やかに平成 22 年度予算編成作業に着手し、国民生活・地域経済の安定のためにも適切な執行をしなければならない。しかし、現状では、子ども手当の財源に事業者や地方自治体の負担を盛り込むことや、暫定税率の廃止によって地方自治体への税源移譲が損なわれることなどが懸念される上、平成 22 年度予算編成に対する基本的な考えすら明確ではなく、地方自治体では来年度予算編成に向けて不安や戸惑いが広がっている。

よって、国におかれては、地方自治体が速やかに予算編成作業に着手するためにも、平成 22 年度予算を早期に着実に編成されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 16 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

国家戦略担当大臣 あて

総務大臣

財務大臣

行政刷新担当大臣